

令和7年度第2回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和7年度第2回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■番■委員の1名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■番■委員、■番■両委員にお願いします。
議案第1号	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「畑地化促進事業について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(産業課農地係説明)
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	■番	畑地化促進事業について、もう少し詳しいことを聞きたいのですが、例えば、どのようにしておかなければ畑地化と認めないとか、若しくは何年間とかというような要件があるのでしょうか？
	農地係長	取組みの期間については、スタートの年度から5年間、同じように作付けをすることになります。途中、内容が変わったりすることがあったら、補助金返還が必要になる場合があります。現在、すでに畑地になっている農地は対象外です。申請地に畦畔があって水が溜められるような状態、水田の形を成していることが必要です。それから、前年度の対象農作物の作付けが必要です。前年度自己保全管理であった農地等は対象になりません。
	■番	ちなみに、どれくらい補助金ができるのですか？
	農地係長	年々、補助金額が減っていきまして、最初の年は野菜で17万5千円で牧草は10万円ぐらいだったのですが、2年目から段々補助金額が減ってきていて、1年目に取組みを実施した人と2年目から始めた人が同じ金額ではなく、段々金額が減ってきています。今年度は作物で何を作られても金額的には同じということになっています。10アール当たり10万円ぐらいです。
	■番	5年間だから、契約したら全ての人がいつ始められても5年間あるのですか？契約から5年続くのであれば、途中契約したら、1年分、2年分と補助金額を下げるという意味がよくわかりません。どうして下げていく必要があるのですか？

	農地係長	2種類の補助金がありまして、最初の1年目に1回出るものと5年間毎年取組み状況によって2万円ずつ交付される補助金の2種類があります。毎年年度当初に取組みをされる人を募集します。金額については国の事業ですので、回答できません。
	■番	3年前に事業がスタートし、5年間でこの事業はなくなるということですか？今年契約しても5年間は補助の対象になるのですか？
	農地係長	取組みを開始した年から5年間の事業です。事業は単年度事業です。今後この事業があるかどうかはわかりません。
	■番	現況は水田ですか？
	農地係長	これは、転作に対する事業になるので水田しか対象になりません。現在水田で、それを畑地に変える事業です。
	■番	補助金がでるのに、規模は要件にありますか？
	農地係長	年度当初、全国的に要望調査をされるのですが、その時に面積が大きい方から何ポイントというようにポイントを付けられて採択がされていくということになっています。ただ、下限面積については各市町の再生協議会の方で決めることになっています。一応町内では、昨年、取組み面積が大きかった方に申請の意向確認をしています。
	■番	現状は水田で、利用権設定がしてあるものが対象ですか？
	農地係長	今回の案件については、利用権設定されている農地ですが、自分の所有の農地でも事業として行うことはできます。
	■番	現在の利用権設定を解除して行うということですか？
	農地係長	これは耕作者が行う事業ですので、耕作者が自分の土地ではない農地で申請される場合は、土地の所有者の方の同意書を添付してもらうことになっています。
	議 長	他にありませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「畑地化促進事業について」意義なき旨回答することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので意義なき旨回答することとします。
報告第1号	議 長	続きまして報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	この相続による届出は、義務ですか、任意ですか？
	事務局長	農地法第3条の3の規定ですが、「農地又は採草放牧地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得した者は、同項の許可を受けてこれらの権利を取得した場合、同項各号(第12号及び第16号を除く。)のいずれかに該当する場合その他農林水産省令で定める場合を除き、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」と記されていますので、届出をしていただくようになっています。

	■番	現状はどうですか？
	事務局長	現状は全てが届出されているわけではないものと思われます。登記がされないが届出ができないので登記がされていない農地もあると思われます。
	■番	このことを、特に推進をしているというわけではないのですか？
	事務局長	町では住民課、各支所で死亡の届出の際には、相続の届出をしていただくように必要書類を渡して周知の方を行っています。
	議 長	他にありませんか。無いようですので報告第 1 号を終わります。
報告第 2 号	議 長	続きまして報告第 2 号「農地改良届出について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	資金の調達方法に「町補助金と■」とありますが、「町補助金」とは、どのような補助金なのでしょうか？それと、「■」となっていますが、所有者と耕作者の間では、どのくらいの賃借料となっているのですか？
	事務局長	町補助金については、建設課が主管している事業で、事業費の 1/3 又は限度額が決まっています。その金額以内の補助金となります。当該申請の農地は賃貸借権設定を今回の届出人とされていて ■ で利用権設定をされています。
	議 長	他にありませんか。無いようですので、以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後 2 時 9 分

		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和7年6月27日
		会長 ■番 ■委員 ■番 ■委員